

退職給付保険をご契約いただく皆さまへ

重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

この書面では、退職給付保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を充分にご確認ください。

また、被保険者となる皆さんにもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

「契約概要」	保険商品の内容をご理解いただくための事項
「注意喚起情報」	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語のご説明

「ご契約のしおり（普通保険約款）」にも用語のご説明（定義）が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	ご説明
普通保険約款	退職給付保険の保険金の支払事由および契約手続等に関する事項を定めた退職給付保険普通保険約款をいいます。
日本郵政グループ	日本郵政株式会社、日本郵政株式会社の連結子会社およびこれらの会社に準ずる企業または団体をいいます。
日本郵政グループ社員等	①日本郵政グループの役員 ②日本郵政グループの社員（雇用期間の定めのない者）
従たる被保険者	保険契約者以外の被保険者をいいます。
配偶者	保険契約者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）をいいます。
保険料払込終了月	次の保険金の支払事由が発生した月をいいます。 ①退職給付金 ②死亡給付金
保険料払込期間	保険契約者となった月から、保険料払込終了月までの期間をいいます。
俸給の月額	基本給月額をいいます。
保険料対象俸給	①保険契約者が当該年度の前年度の3月の俸給支給日において、現に受けている俸給の月額をいいます。（100円未満の端数がある場合は、10円の位を四捨五入します。） ②新たに契約をした年度内においては、契約申込時において現に受けている俸給の月額をいいます。（100円未満の端数がある場合は、10円の位を四捨五入します。）
保険料払込中断期間	保険契約者が休職、育児休業等により、保険料を払い込むことができない期間をいいます。
保険料払込特別中断期間	保険契約者が保険料を払い込みすることが困難となったときに、当法人に保険料払込中断の申出をすることにより、保険料の払い込みをしない期間をいいます。
分割申込金	保険契約者が退職給付金を分割支払により受け取る場合の申込金額をいいます。

分割給付金受給者	分割給付金により支払を受ける保険契約者をいいます。
分割給付金受給開始日	退職給付金の支払事由が発生した日の翌日を基準日として、分割給付金受給者になった日をいいます。
分割給付金	分割申込金を算定基礎とし、退職した月の翌月を始期として据置期間と給付期間に応じ、当該年度の分割給付金乗率により算出された各回ごとの支払金をいいます。
給付期間	分割給付金受給者が分割給付金を受給する期間をいいます。

1 契約締結前にご確認いただく事項

(1) 商品の概要・・・「契約概要」

退職給付保険は、保険契約者が、日本郵政グループを退職した時に、保険料および保険料払込期間により算出した退職給付金等を一時払にてお支払い（保険契約者の選択により分割して支払うこともできます。）する生活保障保険です。なお、保険期間中は契約者貸付を利用できます。また、提携施設の優待利用等ができます。

(2) 保険金の種類と支払事由、被保険者および保険金額等

①保険金の種類と支払事由および被保険者・・・「契約概要」・「注意喚起情報」
保険金の種類と支払事由および被保険者は、次のとおりです。

号	保険金の種類	被保険者	保険金支払事由
1	退職給付金	保険契約者	保険契約者が退職（その退職により日本郵政グループ社員等でなくなるものに限ります。）したとき。ただし、日本郵政グループの要請に応じて退職した場合であって、日本郵政グループ社員等に復帰することが前提とされているとき、および次号の死亡給付金の支払事由に該当するときを除きます。
2	死亡給付金	保険契約者（分割給付金受給者となった者を除きます。）	保険契約者が死亡したとき
3	家族弔慰金	配偶者および満18歳未満の子	保険料払込期間中に配偶者または満18歳未満の子が死亡したとき
4	満期祝金	保険契約者（分割給付金受給者となった者に限ります。）	給付期間が終了するとき
5	弔慰金	保険契約者（分割給付金受給者となった者に限ります。）	分割給付金受給開始日から給付期間終了までの間に死亡したとき

（注1）保険料払込期間中において、当法人に弁済すべき未弁済元利金等がある保険契約者が、破産法による破産手続開始の申立てまたは民事再生法による民事再生手続開始の申立てをしたとき若しくはされたときは、申立てをした年月日若しくはされた年月日をもって当該保険契約が消滅し、上記第1号の保険金支払事由に該当する退職をしたものとみなして同号の適用があるものとします。

（注2）上記第2号、第3号または第5号の被保険者の生死が不明の場合でも、当法人が別に定めるところにより被保険者が死亡したものと判断したときは、保険金支払事由が生じたものとしてこれらの規定による死亡給付金、家族弔慰金または弔慰金を支払います。

②保険金をお支払いしない主な場合・・・「契約概要」・「注意喚起情報」

保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、「ご契約のしおり（普通保険約款）」をご参照ください。

号	保険金の種類	免責事由
1	退職給付金	-
2	死亡給付金	死亡給付金の受取人となる者が、保険契約者を故意に死亡させたとき
3	家族弔慰金	保険契約者が、従たる被保険者を故意に死亡させたとき
4	満期祝金	-
5	弔慰金	弔慰金の受取人となる者が、分割給付金受給者を故意に死亡させたとき

(注1) 上記第2号の死亡給付金の受取人となる者が、故意に保険契約者を死亡させた場合で、当該受取人となる者以外に死亡給付金の受取人があるときは、当法人は、死亡給付金をその他の死亡給付金の受取人に支払います。

(注2) 上記第5号の弔慰金の受取人となる者が、故意に分割給付金受給者を死亡させた場合で、当該受取人となる者以外に弔慰金の受取人があるときは、当法人は、弔慰金をその他の弔慰金の受取人に支払います。

③お支払いする保険金の額・・・「契約概要」・「注意喚起情報」

お支払いする保険金の額は、次のとおりです。

号	保険金の種類	保険金額
1	退職給付金	後記(3)①により算出される額
2	死亡給付金	後記(3)②により算出される額
3	家族弔慰金	1人につき1万円
4	満期祝金	1万円
5	弔慰金	5万円

(3) 退職給付金および死亡給付金の算出方法

①退職給付金は、次のア、イの合計により算出します。なお、アまたはイの額に円位未満の端数があるときは、これを四捨五入します。

ア. 基本給付金

保険料払込期間中の保険料が払い込まれた各月の保険料対象俸給の平均額に、保険料が払い込まれた期間の区分に応じて別に定める率（以下「基本給付率」といいます。）を乗じて得た額。

(注1) 基本給付率は、本保険事業の健全性を確保するため、市場金利および財政状況を考慮し、当法人にて変更することがあります。

(注2) 基本給付率を変更した場合において、変更前の基本給付率で算出した退職給付金相当額と変更後の基本給付率で算出した退職給付金相当額とに差額が生じる場合には、次のとおり調整します。

- ・変更前における退職給付金相当額が変更後の退職給付金相当額を上回る場合は、その差額を退職給付金に加算します。
- ・変更前における退職給付金相当額が変更後の退職給付金相当額を下回る場合は、その差額を退職給付金から減算します。

(注3) 退職給付金相当額とは、基本給付率変更時に退職したと仮定して、上記アに基づき算出した額とします。なお、基本給付率変更時に、変更時以前に算出した調整する額がある保険契約者の変更時の退職給付金相当額は、退職給付金相当額と変更時以前に算出した調整する額の合計とします。

イ. 特別給付金

保険料払込期間中の各月において、最初の月分の特別保険料（後記(4)参照）の額をもって当該月末の特別給付金の額とし、翌月以後の各月について、順次、次の算式により算出した場合の最終月末の特別給付金の額。

[算式]

$$\text{当月末の特別給付金} = \text{前月末特別給付金} \times (1 + \text{特別給付金乗率})^{\frac{1}{12}} + \text{当月分特別保険料}$$

(注1) 算式中の「当月分特別保険料」の額は、保険料払込中断期間中または保険料払込特別中断期間中の各月については零円とします。また、保険料払込中断期間終了後にその期間における保険料を一時に払込んだときの特別保険料については、前記の算式の当月分特別保険料に加算します。

(注2) 算式中の「特別給付金乗率」は、国債の利率等市場金利および財政状況を考慮して当法人が決定し、毎年度4月1日から適用します。なお、これにより難い場合は、4月1日以外の日を始期として翌年3月31日まで適用することができます。

②死亡給付金は次のア、イの合計額とします。

- ア. 死亡時の保険料対象俸給1か月分相当額（1万円未満の端数は、1万円に切り上げます。）

- イ. 前記①により算出される退職給付金に相当する額

③保険期間・・・「契約概要」・「注意喚起情報」

退職給付保険の保険期間は、契約日から普通保険約款第37条に定める消滅年月日をもって終了します。

(4) 保険料および払込方法等

①保険料・・・「契約概要」

保険料は、保険料対象俸給の3%とします。

②保険料の区分

保険料は次のア、イにより基本給付金にかかる基本保険料と特別給付金にかかる特別保険料に区分します。

- ア. 基本保険料 保険料対象俸給の1.5%

- イ. 特別保険料 保険料対象俸給の1.5%

③保険料の払込方法と払込期限・・・「契約概要」・「注意喚起情報」

保険料は月払いとし、毎月の給与支給日に給与控除となります。

④保険料の払込猶予期間等の取扱い・・・「注意喚起情報」

保険料の払い込みについては、払込期月の翌月1日から翌々月末日までを猶予期間とします。

(注1) 保険料払込中断期間中は、保険料の払い込みはありません。ただし、保険契約者は復職後3か月以内に当該保険料払込中断期間中の保険料を一時に払い込むことにより、当該期間を保険料払込期間に通算することができます。

(注2) 保険契約者は、当法人に所定の用紙を提出することにより、通算5年以内に限り、前記(1)に準じた保険料払込特別中断期間の取り扱いを受けることができます。ただし、保険料払込特別中断の場合には、前記(注1)のただし書きの取り扱いは除きます。

(5) 退職給付金の分割支払・・・「注意喚起情報」

退職給付金は、保険契約者の選択により分割して支払うことができます。この場合、保険契約者は、退職給付金の支払事由発生日から、退職月の翌月以降、最初に到来する3月、6月、9月、12月のいずれかの月の翌月末までに分割支払申込書を提出することとします。

なお、当法人が分割支払申込書を受領した日が、提出期限を過ぎた場合は、退職給付金を一時払により支払います。

①分割支払の申込および支払方法

- ア. 分割申込金 退職給付金の範囲内で、100万円以上、かつ10万円の整数倍。

- イ. 据置期間 0年、2年、3年および5年

- ウ. 給付期間 5年

- エ. 年間支払回数 2回および4回

- オ. 給付方法 定額

- カ. 申込可能件数 2件

(注1) 上記ア「分割申込金」における退職給付金の範囲内は、保険契約者に未払保険料、貸付未弁済元利金等がある場合、相殺後の金額とします。

(注2) 申込件数が2件でも、満期祝金および弔慰金の支払回数は1回とします。

(注3) 分割給付金の計算に用いる分割給付金乗率は、国債の利率等市場金利および財政状況を考慮して当法人が決定し、毎年度4月1日から適用します。なお、これにより難い場合は、4月1日以外の日を始期として翌年3月31日まで適用することができます。

②分割給付金の支払日

分割給付金の支払日は、年間支払回数が2回の場合は毎年6月および12月、年間支払回数が4回の場合は毎年3月、6月、9月、12月のそれぞれ15日とします。ただし、第1回目の支払日は次のとおりとします。

[据置期間が0年の場合]

ア. 年間支払回数が2回の場合

退職月の翌月以降、最初に到来する6月または12月から6か月経過後の最初の支払日

イ. 年間支払回数が4回の場合

退職月の翌月以降、最初に到来する3月、6月、9月、12月のいずれかの月から3か月経過後の最初の支払日

[据置期間が2年、3年または5年の場合]

前記ア、イに定めるときから、2年、3年または5年後の最初に到来する支払日

(注) 支払日が土・日曜日・国民の祝日、その他一般の休日（以下「休日」といいます。）にあたるときは、その休日の前日を支払日とします。

③分割支払の申込み内容の変更

分割支払の申込み内容については、分割給付金受給開始日以降変更することができません。ただし、据置期間については、第1回支払日の1か月前までに届出があった場合に限り変更できます。

④分割給付金の一括払

次の場合には、分割給付金を一括払により支払います。

ア. 分割給付金受給者から給付期間中に一括払の請求があった場合。

イ. 分割給付金受給者が分割給付金受給開始日以降において死亡し、普通保険約款第5条に定める受取人から、弔慰金の請求があった場合（ただし、弔慰金の受取人となる者が、分割給付金受給者を故意に死亡させた場合は、当該受取人となる者以外に弔慰金の受取人があるときは、免責事由にかかわらず、当法人は、弔慰金をその他の弔慰金の受取人に支払います。）。

⑤分割給付金の一括払の額

上記④の一括払の額は、次のとおりとします。

[分割給付金受給者から請求があった場合]

ア. 分割給付金受給開始日から起算し、経過期間が3か月末満のときは分割申込金額とします。

イ. 分割給付金受給開始日から起算し、経過期間が3か月以上のときは、一括払の請求書を受領した日の前日の属する月において算出される未経過期間における分割給付金の合計額から、別に定める手数料を差し引いた金額とします。

[分割給付金受給者が死亡し、遺族等から請求があった場合]

死亡した日の前日の属する月において算出される分割給付金一括払の額とします。

⑥分割給付金による支払いができない場合

上記①～⑤にかかわらず、退職給付金の支払が、普通保険約款第37条第4号の規定による保険契約の消滅に起因する場合は、分割給付金による支払いはできません。

(6) 税務上のお取扱いについて・・・[注意喚起情報]

退職給付金は、分割支払による受取への申込みにかかわらず、支払いを受けた年の一時所得として課税されます。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

(7) 契約者配当について・・・[契約概要]

当法人は、この保険につき契約者配当を行いません。

(8) 契約者貸付・・・[契約概要]

保険契約者（分割給付金受給者は除きます。）の方に、資金をご用立てする貸付があります。

貸付の種類と利用限度額は次のとおりです。

号	貸付の種類	利用限度額
1	普通貸付	貸付申込日における貸付を受ける保険契約者（以下「貸付利用者」といいます。）の前月末現在の前記（3）①に基づき算出される退職給付金の範囲内。ただし、退職給付金が20万円未満の場合は、20万円が限度額。
2	特別貸付	150万円（在職期間1年以上）
3	特別援護貸付	貸付申込日における貸付利用者の前月末現在の前記（3）①に基づき算出される退職給付金の範囲内とし、かつ100万円が限度額。ただし、退職給付金が20万円未満の場合は、20万円が限度額。

(注1) 前記第1号および第3号を合わせた貸付限度額は、貸付申込日における貸付利用者の前月末現在の前記(3)①に基づき算出される退職給付金の範囲内とします。ただし、退職給付金が20万円未満の場合は、20万円を限度額とします。

(注2) 前記第1号、第2号および第3号を合わせた貸付限度額は、400万円とします。

(注3) 貸付金額は10万円以上とし、かつ10万円の整数倍とします。

(9) 保険契約者保護機構について・・・[注意喚起情報]

退職給付保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、当法人に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

2 契約締結時にご注意いただく事項

(1) クーリングオフ（クーリングオフ説明書）・・・[注意喚起情報]

ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ●ご契約を申し込みされた日 ●契約申込書を受領された日
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は前記期間内に郵政福祉に書面（8日以内の消印有効）または電磁的記録（ホームページ等）でご通知ください。
お申し出を受付できない場合	すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	【宛先】 書面：最寄りの郵政福祉地方本部（次ページに記載） 電磁的記録：郵政福祉ホームページ (https://www.yuseifukushi.or.jp/jp_member/inquiry/) 【ご通知いただく事項】 <ul style="list-style-type: none">・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言・ご契約を申し込みされた方の住所、氏名、捺印および電話番号・ご契約を申し込みされた年月日・ご契約を申し込みされた保険商品の名称
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、当法人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

(2) 保険契約者死亡時の保険金受取人・・・[注意喚起情報]

保険契約者が死亡した場合の保険金の受取人は、次に掲げる遺族等とし、その順位は次の順序とします。

①配偶者

②子

③父母

④孫

⑤祖父母

⑥兄弟・姉妹

⑦上記①～⑥以外で、死亡当時、主として保険契約者の収入によって生計を維持していた人

(注1) 父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。

(注2) 上記①～⑦の保険金の受取人がいない場合は、その保険金を保険契約者の相続人に支払います。

(3) 保険金からの相殺・・・「注意喚起情報」

当法人が保険金を支払う場合において、当法人が弁済を受けるべき未払込保険料、貸付未弁済元利金等があるときは、改めて通知することなく当法人が支払うべき保険金と対当額で相殺します。

3 契約締結後にご注意いただく事項

(1) 通知義務・・・「注意喚起情報」

●住所を変更された場合

住所を変更された場合は、遅滞なく郵政福祉地方本部までご連絡ください。ご連絡がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになりますので、ご注意ください。

●上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ郵政福祉地方本部までご連絡ください。ただし、ご契約内容の変更を取り扱いできない場合があります。

(2) 解約払戻金・・・「契約概要」・「注意喚起情報」

ご契約を解約される場合は、郵政福祉地方本部までご連絡ください。保険料払込期間中にご契約を解約される場合は、保険料払込期間の月数により次の割合で算出した額を解約払戻金としてお支払いします。解約払戻金の額は、保険料払込期間の月数により異なりますが、月数が180月未満（加入15年未満）の場合は払い込まれた保険料を下回ります。解約払戻金の額等の詳細につきましては、郵政福祉地方本部までお問い合わせください。

号	保険料払込期間の月数	解約払戻金額
1	60月未満（5年未満）	払込保険料総額の 5割
2	60月以上120月未満（5年以上10年未満）	払込保険料総額の 7割
3	120月以上180月未満（10年以上15年未満）	払込保険料総額の 9割
4	180月以上（15年以上）	払込保険料総額の 10割

（注1）保険料払込期間の月数は、保険料払込中断期間等を減じた期間とします。

（注2）解約払戻金を算出する場合に、円位未満の端数があるときは、これを四捨五入します。

(3) 重大事由による解除

保険金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合や、保険契約者または被保険者若しくは保険金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款）をご参照ください。

(4) 保険証券

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、郵政福祉地方本部までお問い合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額・・・「注意喚起情報」

当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額または保険金を減額する変更を行うことがあります。

(2) 個人情報の取扱いについて・・・「注意喚起情報」

①所属会社から提供される個人情報について

給与から保険料を控除する場合、適正な契約管理に必要な次に記載の個人情報について、所属会社から当法人に提供されます。

・保険料算定基礎となる基本給の月額（契約時・毎年3月）

・契約時の社員コード、最新の所属情報（会社、事業所、部課等）および氏名

・保険料控除不能時の事由（退職、休職、育児休業、出向等）および該当事由の発生年月日

②お客様に関する個人情報のお取り扱いについて

当法人は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、当法人の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

また、当法人は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。

なお、お客様情報の漏洩および不正アクセス等の防止の為必要な対策を講じています。

当法人の個人情報保護方針については郵政福祉ホームページ（<https://www.yuseifukushi.or.jp/>）をご覧ください。

(3) 保険金の請求

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款に定める書類のほか、当法人が保険金支払に必要な事項の確認を行うために必要な書類を提出していただく場合があります。

5 保険契約に関するお問い合わせ

お問い合わせ内容により連絡先が異なりますので、ご注意ください。

●受付時間 平日午前9時～午後5時

① ご契約内容の照会や変更等については、最寄りの郵政福祉地方本部までご連絡ください。

■ 北海道地方本部 〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20

TEL 0120-816-922 / 011-218-8070

■ 東北地方本部 〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2

TEL 0120-510-250 / 022-262-2166

■ 関東地方本部 〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20

TEL 0120-954-129 / 048-764-8002

■ 東京地方本部 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町1-7

TEL 0120-120-247 / 03-6365-0294

■ 南関東地方本部 〒210-8514 川崎市川崎区駅前本町15-5

TEL 0120-954-130 / 044-201-4500

■ 信越地方本部 〒380-0922 長野市七瀬12-16

TEL 0120-888-632 / 026-223-1771

■ 北陸地方本部 〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27

TEL 0120-626-245 / 076-262-6245

■ 東海地方本部 〒461-0014 名古屋市東区樟木町1-21-2

TEL 0120-517-117 / 052-971-1095

■ 近畿地方本部 〒540-0029 大阪市中央区本町橋7-3

TEL 0120-816-755 / 06-7711-6008

■ 中国地方本部 〒730-0005 広島市中区西白島町17-13

TEL 0120-544-401 / 082-221-5444

■ 四国地方本部 〒790-0003 松山市三番町8-12-4

TEL 0120-122-545 / 089-945-1221

■ 九州地方本部 〒860-0808 熊本市中央区手取本町4-17

TEL 0120-657-716 / 096-355-9301

■ 沖縄地方本部 〒900-0032 那覇市松山1-32-7

TEL 0120-630-802 / 098-863-0801

② 各種保険金等の請求については、郵政福祉コールセンターまでご連絡ください。

■ 邮政福祉コールセンター

TEL 0120-216-131 / 03-3502-3768

③ ご意見・ご要望については郵政福祉本部またはコールセンターまでご連絡ください。

■ 一般財團法人 邮政福祉 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1

TEL 0120-216-131 / 03-3502-3762